

地域支えあい推進協議体 メンバー募集

助け合いの地域づくりをみんなで考える会です。助け合い活動やボランティア活動に関心のある方は、ぜひメンバーに申し込みしてください。

【対象】町民（学生を含む）

【内容】

5～6人によるグループワークなどを通して、情報の共有や地域資源の掘り起こしなどを協議

【会議など】2カ月に1回程度開催（無償）

【申込期限】

7月31日(月)まで（以降、随時募集）

【申込先】

町保健福祉課
高齢者・介護グループ
☎ 73-2255



合となる「肩車型社会」に変化しています。高齢者を支える側の世代が減り、今後さらに介護人材を確保することが難しくなると見込まれています。

みんなで支える

高齢者に住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ってもらうためには、安心して暮らせる支援体制づくりが重要です。そして、「支えあい笑顔でつながるまち」にするためには、「互

助（地域住民による支え合いの取り組みなど）」が必要で、本町は、さまざまな方に地域活動へ参加していただき、見守り、支え合う地域社会づくりを進めていきたいと思います。

皆さんもできることから始めてみませんか。

生活支援体制整備事業 見守りから始める地域づくり



超高齢社会を迎えている現在。高齢者を支える社会実現のためには、行政だけでなく、地域全体で高齢者を見守る体制をつくる必要があります。

【問い合わせ】

町保健福祉課高齢者・介護グループ ☎ 73-2255

平成29年8月から 介護保険 高額介護サービス費の基準が変わります

公平性などの観点から、世帯のどなたかが町民税を課税されている方の上限額が引き上げられます。

ただし、同じ世帯の全ての65歳以上の方（介護サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯（年金収入のみの場合は年額280万円未満）は年間446,400円（37,200円×12ヵ月）の負担上限が設けられます。（3年間の時限措置）



【高額介護サービス費見直し一覧】

対象となる方	平成29年7月までの月額上限額（世帯）	平成29年8月からの月額上限額（世帯）
現役並み所得に相当する方がいる世帯	44,400円	44,400円
一般（町民税課税世帯）	37,200円	44,400円
町民税非課税世帯	24,600円	24,600円
年金収入80万円以下の方など（個人）	15,000円	15,000円

【高額介護サービス費とは】

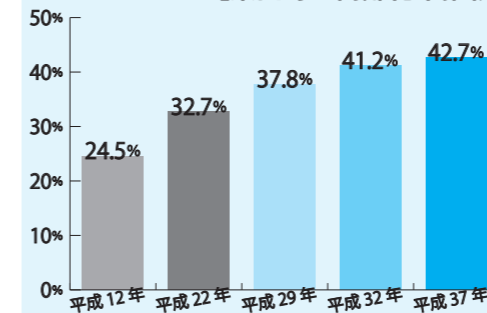
介護認定を受け、介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の上限額が設定されています。1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度のことです。

（対象となる方には申請案内を随時送付）

【問い合わせ】

町保健福祉課高齢者・介護グループ ☎ 73-7507

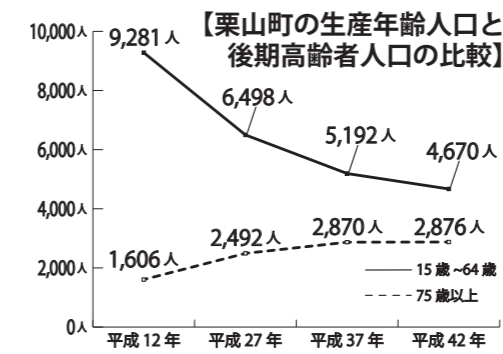
【栗山町の高齢化率推移】



本町は、介護保険が始まった平成12年の時点で既に高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）が21%を超える「超高齢社会」となっており、平成29年5月現在では37.8%と、3人に1人が高齢者という状況です。

また、本町の介護保険料も平成12年では約3000円だったものが、現在では4900円を超えるまでに上昇。国では、「団塊の世代（昭和22年～24年生まれの世代）」が75歳に達する

本町においても、昭和60年では働く世代5.0人に対して高齢者1人を支える「お神輿型社会」でしたが、平成27年では1.4人に1人の割



平成37年に、全国平均が8200円になると試算しています。

お神輿型↓肩車型社会へ

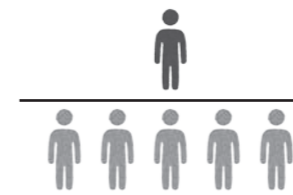
高齢化が進み、生活支援や介護予防のサービス需要は増えてきていますが、少子化の影響もあり、働く世代となる生産年齢人口（15歳～64歳）は減少しています。

高齢者を支える人が減って、これから大丈夫？



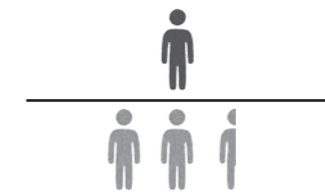
支援が必要な人（65歳以上の人）

【昭和60年】



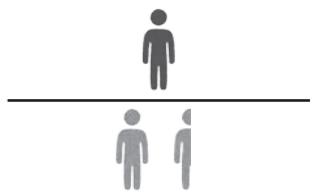
5.0人で1人を支える

【平成12年】



2.5人で1人を支える

【平成27年】



1.4人で1人を支える

支える人（15歳～64歳の人）

65歳以上の皆さんへのお知らせです

介護保険料

◇ 介護保険料は前年と同額です

65歳以上の方の介護保険料は、本年度まで据え置きとなります。

この保険料は、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を目指すとともに、介護保険制度における給付サービスの確保を図るため策定した第6期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）に基づいて決定したものです。

詳しくは、右の表をご確認ください。

◇ 通知書は7月中旬に発送します

保険料段階の介護保険料は、本人と世帯員の前年の所得状況によって決定され、7月中旬に発送する「介護保険料納付通知書」でお知らせします。



軽減基準額が変わります

国民健康保険税

◇ 低所得者世帯への軽減判定所得基準が見直しされます

【平成28年度】

軽減割合	改正点
7割	改正なし
5割	世帯の所得が 33万円 + 26万5千円 × (被保険者数 + ※特定同一世帯所属者数)
2割	世帯の所得が 33万円 + 48万円 × (被保険者数 + ※特定同一世帯所属者数)

【平成29年度】

軽減割合	改正点
7割	改正なし
5割	世帯の所得が 33万円 + 27万円 × (被保険者数 + ※特定同一世帯所属者数)
2割	世帯の所得が 33万円 + 49万円 × (被保険者数 + ※特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療へ移行された方で、移行後も継続して同一世帯に属する方です。

○平成29年度分の納税通知書は、7月中旬に送付予定

【問い合わせ】

町税務課課税グループ
☎ 73-7505

【平成29年度 介護保険料】

段階区分	割合	対象基準	年間保険料
第1段階	基準額の0.45倍	生活保護を受給されている方、老齢福祉年金受給者でその世帯全員が住民税非課税世帯の方、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入金額が年額80万円以下の方	26,400円
第2段階	基準額の0.75倍	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入金額が年額120万円以下の方	44,100円
第3段階	基準額の0.75倍	世帯全員が住民税非課税で第1・第2段階に該当しない方	44,100円
第4段階	基準額の0.9倍	住民税課税世帯で本人が非課税、合計所得金額+課税年金収入金額が年額80万円以下の方	52,900円
第5段階	基準額	住民税課税世帯で本人が非課税、第4段階に該当しない方	58,800円
第6段階	基準額の1.2倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が120万円未満の方	70,500円
第7段階	基準額の1.3倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が120万円以上190万円未満の方	76,400円
第8段階	基準額の1.5倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が190万円以上290万円未満の方	88,200円
第9段階	基準額の1.7倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が290万円以上の方	99,900円

【問い合わせ】

町税務課課税グループ
☎ 73-7505

保険証（被保険者証）一斉更新の季節です

後期高齢者医療制度

【問い合わせ】

町住民生活課住民・国保グループ
☎ 73-7508

◇ 保険証が新しくなります

現在お使いの保険証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月以降は使えなくなります。

7月中に新しい保険証を郵送しますので、届きましたらお持ちの保険証（水色）を破棄して、新しい保険証（黄色）をお使いください。

※新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日です。

※保険証を紛失したときや、汚れたときは再交付します。

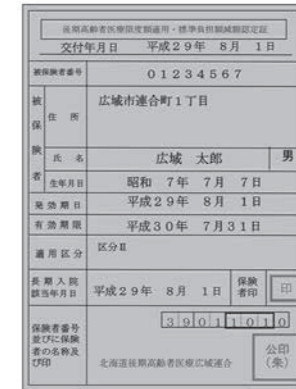


新しい保険証の色は黄色です

◇ 減額認定証も新しくなります

現在お使いの限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月以降は使えなくなります。

今まで認定を受けたことがある方で、引き続き減額認定証の交付対象となる方には、保険証とともに減額認定証を郵送します（申請手続き不要）。8月1日からはお持ちの減額認定証（黄緑色）を破棄して、**オレンジ色**のものをお使いください。（有効期限は保険証と同じく1年間）



新しい減額認定証の色はオレンジ色です

※新たに減額認定の対象となる方（下記の交付対象に該当する方）には申請書をお送りしますので、町住民生活課住民・国保グループに申請してください。

減額認定証の交付対象は「住民税非課税世帯」※【I】と【II】に区分

区分II	世帯全員が住民税非課税世帯で区分Iに該当しない方
区分I	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合は、その受給額が80万円以下の方です。 ○老齢福祉年金を受給されている方

国民健康保険高齢受給者

【問い合わせ】

町住民生活課住民・国保グループ ☎ 73-7508

◇ 高齢受給者証を更新します

現在お使いの高齢受給者証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月から使える受給者証を7月中に郵送します。

8月1日からは古い受給者証を破棄して、新しい受給者証をお使いください。

◇ 減額認定証を申請により交付します

限度額適用・標準負担額減額認定証は、通院・入院した際の医療費や食事代などの自己負担額を軽減するために必要なものです。

8月から交付対象となる方には、高齢受給者証とともに申請書をお送りしますので、町住民生活課住民・国保グループに申請してください。

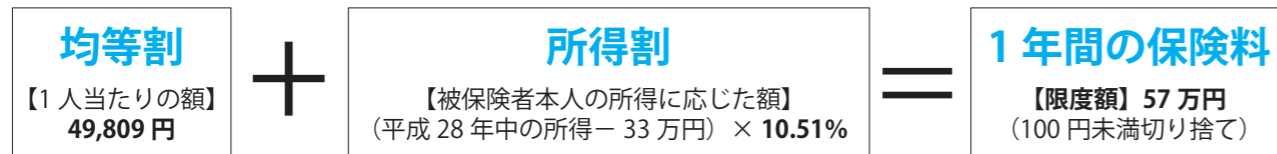
今年度の保険料などのお知らせです

後期高齢者医療制度

【問い合わせ】
町税務課課税グループ
☎ 73-7505

◇ 7月に保険料額をお知らせします

【平成 29 年度保険料の計算方法】



- 1年間の保険料の上限額は 57 万円
- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料を軽減
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算
- ※ 保険料のお支払いが困難な場合は、町税務課課税グループにご相談ください。
- ※ 災害、失業などにより所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免を受けられる場合があります。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方は、町税務課課税グループにお問い合わせください。

利用にあたってのお知らせです

ジェネリック医薬品

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。

ジェネリック医薬品の処方を希望する方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

【問い合わせ】
町住民生活課住民・国保グループ
☎ 73-7508



◇ 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全な薬です。

◇ 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

70歳以上の皆さんへのお知らせです

高額療養費

【問い合わせ】
町住民生活課住民・国保グループ
☎ 73-7508

◇ 自己負担限度額が見直しされます

【高額療養費自己負担限度額】

区 分		1ヵ月の自己負担限度額（※1）		
		平成 29 年 7 月まで	平成 29 年 8 月から	
現役並み所得者	外来（個人単位）	44,400円	57,600円	
	外来+入院（世帯単位）	(医療費総額 - 267,000円) × 0.01 + 80,100円（※2）	(医療費総額 - 267,000円) × 0.01 + 80,100円（※2）	
一般	外来（個人単位）	12,000円	14,000円（※3）	
	外来+入院（世帯単位）	44,400円	57,600円（※2）	
住民税非課税世帯 (町広報6ページ参照)	区分Ⅱ	外来（個人単位）	8,000円	8,000円
		外来+入院（世帯単位）	24,600円	24,600円
	区分Ⅰ	外来（個人単位）	8,000円	8,000円
		外来+入院（世帯単位）	15,000円	15,000円

（※1）月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

（※2）多数該当（過去12ヵ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は44,400円です。

（※3）8月1日から翌7月31日までの1年間の外来の自己負担限度額合計の限度額は、144,000円となります。

◇ 入院時生活療養標準負担額（居住費）の金額が見直しされます

【平成 29 年 9 月まで】

区 分	入院時生活療養費
以下に該当しない方	1日につき 320円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき 0円

【平成 29 年 10 月から】

区 分	入院時生活療養費
以下に該当しない方	1日につき 370円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき 200円

「確かな未来」が会社を変える。

中退共 で退職金。
CHU-TAI-KYO

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
 - 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。
- 詳しくはホームページをご覧ください
- 中退共 検索
- <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211